コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　OILES CORPORATION

最終更新日：2018年7月2日
オイレス工業株式会社
代表取締役社長　飯田　昌弥
問合せ先：企画管理本部　総務部　0466-44-4901
証券コード：6282
http://www.oiles.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当企業グループの発展と企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としております。
同時に、投資家への情報開示の重要性も認識し、経営の透明性を高めるため適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

２０１８年６月１日に公表された改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた本コーポレート・ガバナンス報告書は、２０１８年１２月末までに更新し、提出いたします。

【補充原則１－２(4)．招集通知の英訳】
当社の外国人株主構成は、１６％程度でありますが、今後国内外の機関投資家等の株主構成の状況に応じて、招集通知の英訳を検討いたします。

【補充原則２－５(1)．内部通報】
現在のところ、コンプライアンス部会事務局にて内部通報窓口を設置し、有効に機能しているため、経営陣から独立した内部通報窓口は設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
(政策保有に関する方針)
当社は、中長期的な視点から、政策保有株式として上場会社の株式を保有することがありますが、原則として、当社事業と関わりがあり、かつ、保有することで当社の企業価値向上が見込める銘柄にします。
取締役会では、個別銘柄ごとに取得あるいは保有の必要性について検証し、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、取得の是非あるいは売却その他の方法による当該政策保有の解消を検討することにしております。
現在保有している政策保有株式は、当社企業価値向上に資すると考えられるものであり、現時点において保有には十分な合理性があると判断しております。

(議決権行使に関する基本方針)
当社は、当該企業の経営方針を尊重したうえで、中長期的視点から当社及び投資先企業の企業価値向上につながること、あるいは企業価値を棄損しないことを基準に、議案ごとに議決権の行使を判断します。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では、法令及び取締役会規程等の社内規程により、取締役と会社間の取引については取締役会の決議事項としております。
なお、該当する取締役は利害関係人として当該決議には加わっておりません。
また、承認決議後に行われた実際の取引内容についても取締役会で報告することにしております。

【原則３－１．情報開示の充実】
(1)　経営理念、経営戦略及び経営計画
経営理念・経営方針、中長期的な会社の経営戦略につきましては、当社WEBサイト、決算説明会資料等で開示しております。

(2)　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書「1-1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)　報酬決定の方針と手続
当社役員の報酬は、固定報酬、賞与で構成しております。
固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定しております。
賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。
また、報酬決定方針については、事前に社外取締役の意見を踏まえて取締役会で審議し、決定しております。
なお、２０１８年６月２８日開催の第６７回定時株主総会において、取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は対象外）に対する業績連動型株式報酬制度の導入につき、ご決議いただいております。
本制度は、当社の業績及び株式価値と連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針と手続
各部門における専門的な知識を有し、秀でた能力が認められることを基本とし、経営判断能力、先見性、洞察力、リーダーシップ、人格並びに心身の健康状態などで評価し、取締役会で審議ののち、株主総会議案として付議することにしております。
特に、社外取締役につきましては、会社経営を始めとした専門的分野の相当程度の知見と経験を有する方を選定しており、その知見と経験に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に参画いただいております。

(5) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の選任・指名についての説明
取締役・監査役の指名・選任にあたりましては、これまで「株主総会招集ご通知」に各候補者の経歴を示し、社外取締役についてはその選任理由を示しておりましたが、2016年開催の当社第65回定時株主総会から全候補者について選任理由を記載することにいたしました。

【補充原則４－１(1). 取締役会から業務執行役員への委任範囲】
当社取締役会は、法令又は定款で定められた事項のほか、経営方針及び事業計画等経営上の重要事項など取締役会規程で定めている重要項目の承認をおこないます。それ以外の業務は「職務権限規程」で定めた基準に従い業務委任の範囲を定め、業務執行役員へ権限委譲しております。

【原則４－８. 独立社外取締役の有効な活用】
【原則４－９. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、かつ、当企業グループの事業推進に資する豊富な知識・経験を有する社外取締役２名を選任しています。

【補充原則４－１１(1). 取締役会全体のバランス、多様性、規模】
当社取締役会は、知識、経験の専門性等の背景が異なる多様な人材で構成し、取締役会が有効に機能する員数となっております。
現在は、当社事業の各分野に精通した取締役６名に加え、会社経営を始めとした専門的分野で相当程度の知見と経験を有する独立社外取締役２名の計８名及び独立社外監査役２名を含めた監査役４名で構成しております。

【補充原則４－１１(2). 取締役・監査役の兼任状況】
他社の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書にて記載しております。

【補充原則４－１１(3). 取締役会の実効性評価】
当社は、2015年度から、毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の機能向上を図っております。
２０１７年度の取締役会の実効性の評価については、昨年同様に、取締役会の出席者である取締役及び監査役それぞれにアンケートを実施し、その集計結果をもとに取締役会で分析・評価をおこないました。
その結果、設問項目すべてのポイントが上昇し、全体として取締役会の評価が向上した結果となりました。特に、「取締役会の実効性」「取締役会の議論のプロセス」が高評価でありました。また、社外取締役の意見等が取締役会に大きく貢献している点などの意見も多くみられ、取締役会の実効性が確保されていると評価しております。
一方で、今後取り組むべき課題認識として、中長期戦略の方向性についてより掘り下げた議論を今後もおこなう必要がある点などが挙げられました。
これらの結果を踏まえ、当社といたしましては、取締役会の実効性をより高めるため、挙げられた課題や意見を真摯に受け止め、必要な施策を適宜実施し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４(2). 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役あるいは監査役を社内から選任する場合には、当社の事業・財務・組織等を熟知し、かつ、その職責を十分に果たせる人物を選任しております。取締役・監査役として必要な会社法などの法令及び経営に関する知識の習得などは、就任後、社内研修あるいはセミナー受講など外部研修を活用しております。
また、新任社外取締役並びに新任社外監査役については、就任当初に、当社事業の説明を実施し、当社事業の理解を深める機会を提供しております。
これらに加えて、少なくとも毎年１回、取締役及び執行役員を対象として、社外の専門家を講師とした最新の経営法務・税務の研修会などを開催しております。

【原則５－１. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、中長期的に当社企業価値を向上させるには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると考えております。
そのため、適時適切かつ正確な情報を公平にご提供することを心がけることにより、株主・投資家の皆様との長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。
ＩＲに関しては、取締役企画管理本部長をIR 担当とし、IR 窓口である総務部が関連部門と連携して対応しております。
さらに、当社代表取締役社長が説明する決算説明会を年２回（中間期・本決算）開催するほか、決算説明会資料・要旨を当社WEBサイトに日本語・英語にて提供しております。今後は個人投資家あるいは海外投資家向けに更にIR活動を進めてまいります。
なお、IR活動で得られた株主等からの意見・懸念事項等につきましては、経営会議を通じて適時適切に報告しております。
インサイダー情報の管理に関しては、インサイダー取引を未然に防止するため、グループ内部情報管理規程を整備し、内部情報の管理に関する取扱い基準及びこれに関連する事項について適切な運用を図っております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,966,450	9.48
株式会社みずほ銀行	1,200,505	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,181,600	3.78

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,035,400	3.31
日本生命保険相互会社	969,600	3.10
川崎　景介	829,641	2.65
NORTHERN TRUST CO (AVFC) RE NVI01	784,000	2.50
川崎　景太	721,099	2.30
オイレス東日本共栄会	646,229	2.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	567,336	1.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

注記：株式会社三菱東京UFJ銀行は、２０１８年４月１日付で行名を株式会社三菱UFJ銀行に変更しております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎　清	他の会社の出身者											
村山　眞一郎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎　清	○	―――	会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた高い専門性と識見から、当社の経営に有用な意見・助言が期待できると判断しました。
村山　眞一郎	○	―――	会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び営業部門を通して培われた幅広い知見から、当社の経営に有用な意見・助言が期待できると判断しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査に関する監査実施状況の報告などを適時受けております。また、常勤監査役は必要に応じて会計監査人に同行して実施状況を確認しており、監査役会で社外監査役に対して会計監査人の監査実施状況の説明をおこなっております。
内部監査につきましては、内部監査室により当社全部門及びグループ会社に対し定期的に監査を実施しております。また、内部監査責任者は、監査役会との連携を保ちながら意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
君島　得宏	他の会社の出身者													
前田　達宏	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
君島　得宏	○	―――	会社役員として経営を担い、かつ、監査役として培った豊富な知識・経験から、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監視するという社外監査役の職責を適切に果たすことが期待できると判断しました。
前田　達宏	○	―――	公認会計士として企業会計の実務に携わっており、企業会計に関する豊富な経験と高度の知識を有していることから、当企業グループの適正な監査に活かすことができると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

社外役員4名（社外取締役2名及び社外監査役2名）は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

上記コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則３－１(3)「報酬決定の方針と手続」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬　支給人員8名、支給額２１６百万円（社外取締役を含む）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については、２０１４年６月２７日開催の第６３回定時株主総会において、取締役の報酬限度額として、年額３５０百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。これに加えて、算定方法の決定方針等の内容については、上記コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則３－１(3)「報酬決定の方針と手続」に記載のとおりです。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の業務補助のためのスタッフはおりませんが、必要に応じて他の役員同様にサポートを実施しております。なお、取締役会の開催などにつきましては、企画管理本部　総務部にて事務サポートをおこなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0名

その他の事項 更新

当社では、相談役･顧問制度を有しておりましたが、この制度を改訂し、代表取締役経験者につきましては、取締役退任後に相談役･顧問に就任しないことを決定しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、業務執行機能と監督･監視機能の区分の明確化及び経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から執行役員制度を導入しており、現行の経営体制は、取締役8名と取締役兼務者（4名）を含む執行役員12名であります。

また、当社取締役会は、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項のほか、会社の重要な業務執行を決定し、業務執行については、取締役会の決議により業務執行役員に委ねておりますが、業務執行役員から業務執行状況の報告を受けるとともに、業務執行役員の職務の執行を監督しております。

上記に加え、会社業務の執行方針について協議する場として、各取締役及び社長が指名した者をもって構成する経営会議を毎月1回開催しております。経営会議においては実務的な協議が行われており、適正かつ迅速な経営の意思決定に活かしております。

ガバナンス体制につきましては、当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、適時、会計監査人から会計監査に関する監査実施状況の報告などを受けております。また、監査役は取締役会その他重要会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施し、取締役の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況についても監査しております。さらに社外監査役1名においては、当社株式の大規模買付行為に関する対応策における特別委員会の委員を兼務するなど、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立し、公正で中立的な判断ができると認められ、外部から経営を監視することに関しては、十分に機能する体制が整っていると判断しております。なお、社外監査役2名は、独立役員として選任しております。

内部監査につきましては、内部監査室に内部監査責任者1名と担当者3名を置き、当社全部門及びグループ会社に対し定期的に監査を実施しております。また、内部監査責任者は、監査役会との連携を保ちながら意見交換を行っております。

会計監査業務につきましては、2016年度から有限責任監査法人トーマツに新たに委嘱しており、定期的な監査のほか、会計上における諸課題について適宜意見交換をおこなうなど、会計処理の適正化に引き続き努めます。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はございません。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社といたしましては、上記のとおり、現在の体制が十分な執行･監査体制を有しており、当社のコーポレート･ガバナンスの向上に十分資するものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月開催の定時株主総会の招集通知の発送は、開催日の20日前に発送しております。 また、株主の皆様への早期情報提供の取り組みとして、発送日8日前（定時株主総会開催日から4週間前）に東京証券取引所のTDnet及びに当社WEBページに掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、多くの株主様に議決権を行使していただけるよう、 2005年から電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、2015年から株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
その他	2018年6月開催の当社第67回定時株主総会から、個人株主の議決権行使率向上を目的に議決権行使書にQRコードを設置し、これを読み取ることでスマートフォンによる議決権行使を簡易且つスムースにおこなえる仕組みを導入いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	当社グループの情報開示に関する基本的な考え方や情報開示体制等については、当報告書「Ⅴ．その他　2その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおりです。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算並びに第2四半期決算時にアナリスト･機関投資家向けに決算説明会を開催しており、その際、代表取締役社長　飯田昌弥が説明させていただいております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書を始めとして、決算情報、事業報告書、適時開示資料などを当社WEBサイト内の「投資家情報」のページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する統括は企画管理本部でおこなっており、取締役企画管理本部長がIR担当役員であります。 また、IR事務担当責任者は企画管理本部 総務部長です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「オイレスグループ 企業行動憲章」において規定しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「オイレスグループ 企業行動憲章」において環境保護を規定しているとともに、環境安全衛生室を設置し、環境保全活動の全社的取り組みをおこなっております。 また、当社は、企業の社会的責任（CSR）の推進が社会の持続可能な発展に寄与するものであり、さらには当社の企業価値向上にも寄与するという考えのもと、CSRの推進を企業活動の主軸と位置付けております。これを踏まえ、社長を議長とする「CSR推進会議」を設置し、中長期的な企業価値向上に資するCSR課題の把握と推進をおこなう体制としております。 　なお、CSRの取組みについては、当社WEBサイトに掲載しておりますのでご参照ください。 http://www.oiles.co.jp/corporate/csr/ 当社はより一層の企業の社会的責任を果たすため、更なる活動の強化に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「オイレスグループ 企業行動憲章」において規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という当社経営理念の下、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上を図ることを目的としております。この目的の実現のため、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、合理的な権限委譲、財務報告が適正かつ有効におこなわれる体制の整備・運用により、健全で透明度の高い適正な経営体制を確保いたします。

2．整備状況

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努めております。

② 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、CSR推進会議の直属組織となる「コンプライアンス部会」のもと、この部会を中心に策定された「オイレスグループ 企業行動憲章」及び「企業行動規範」に従った コンプライアンスの推進、教育、研修をおこなっております。

③ 具体的にはグループ会社を対象範囲とする「オイレスグループ コンプライアンス実行の手引き」を定め、すべての役員及び従業員の日頃の業務運営の指針とし、一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。

④ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、コンプライアンス部会の事務局に内部通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。

⑤ 当社は、内部監査室による内部監査を通じて、業務が法令、定款及び社内規程等に準拠し適正・妥当に、かつ、合理的におこなわれているかを調査・検証し、その結果を社長に報告しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間保存及び管理しております。

（3）当社及び当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社及び当企業グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的に対応しております。

② 当社は、当社及び当企業グループにおける損失の危険を全般的に統括する組織としてリスク管理部会を設置し、担当取締役を置き、「グループリスク管理規程」及び「グループ経営危機管理規程」を定め、当社及び当企業グループのリスク管理体制を構築し運用しております。

③ リスク管理部会は、企画管理本部長を委員長とし、当社及び当企業グループのリスクを管理しております。
また、環境及び安全・衛生について　は当社環境安全衛生室が、品質については、当社品質保証室が専門的立場から監査しております。

④ 経理関係においては、当社各部門及び当企業グループによる自立的な管理を基本とし、当社経理部門が当企業グループ全体を計数的に管理しております。

（4）当社及び当企業グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 当社及び当企業グループは、定例の取締役会により重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督しております。
また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当企業グループ会社それぞれの企業規模に合わせて、全取締役及び社長から指名された従業員等が出席する定期の経営会議、あるいは戦略会議などの会議体を適宜開催することにより、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る検討・審議をおこない、慎重かつ機動的な意思決定をおこなうと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論しております。

② 当社は、長期ビジョンのもと、中期経営計画及び各年度経営計画並びに年度予算を立案し、当企業グループの目標を設定しております。
当社及び当企業グループ各社における各部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行しております。

③ 当社は、取締役の任期を1年とし、執行役員制により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離しております。

（5）当社並びに当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ 企業行動憲章」及び「企業行動規範」を定め、各社にコンプライアンス委員及び推進リーダーを置き、コンプライアンス部会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進しております。

② 当社は、「関係会社等管理規程」に基づき、経営企画部が各事業部企画部と連携して、当企業グループから必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理をおこなっております。

③ 当社は、当社監査役並びに内部監査室が定期的に子会社の監査を実施するとともに、当企業グループの主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査をおこない、業務の適正を確保する体制としております。

④ 当社は、当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を組織し、一体となって当企業グループにおける業務の適正を確保する体制としております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置き、監査役会の指揮命令に服するものとします。
また、その人事、待遇、処遇については、取締役と監査役との協議に基づいておこないます。

⑺ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したときは、直ちに 監査役に報告することにしております。

② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席することができるとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制としております。

⑼ 当企業グループの取締役･監査役等及び使用人から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
① 当企業グループの役員･従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をおこなっております。

② 当企業グループの役員･従業員は、コンプライアンス違反について、発見次第直ちにコンプライアンス部会の事務局へ通報することとなっており、当該事務局を通じて当社監査役に報告がなされております。

③ 当社は、通報した当企業グループの役員･従業員に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者の保護を図るとともに、当企業グループの役職員に周知徹底しております。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 当社及び当企業グループは、当企業グループ各部門の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めております。

② 当社社長は、相互の意思疎通を図るため、監査役会と定期的な意見交換会を開催します。また、会計監査人についても定期的な意見交換会を開催します。

③ 監査役は、監査役監査をおこなうために、会計監査人からは会計監査内容について説明を、また、内部監査室から内部監査の報告を受けるなど、必要な情報交換をおこなうことにより、密接な連携を確保しております。

④ 当社は、監査役がその職務について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え
当企業グループの企業行動憲章において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と一切関係を持たず、断固として対決することを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当企業グループの役員及び従業員に対し、コンプライアンス実行の手引きを配布し、反社会的勢力等との関係排除を含めた企業行動憲章の周知徹底を図っております。
なお、警察及び特殊暴力防止対策協議会等の関係当局との連携を図り、企業防衛に関する必要な情報収集をおこなっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1．基本方針の内容
当社は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為（本事業報告において、以下「大規模買付行為」といいます。）があったとしても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかを最終的に判断するのは株主の皆様であるものと考えております。しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2．不適切な支配防止のための取組み及び取締役会の判断
（1）企業価値向上策
当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。さらに、当社は経営理念の実現のため、長期ビジョン『グローバル・エクセレントカンパニーへの挑戦』を掲げ、中期経営計画と年次経営計画を連動させ、グローバル市場でのオイレスブランドの確立に向け、取組んでおります。これは当社のビジョンを共通化して明確にし、その目標を達成するための戦略・戦術を立て、中期経営計画により段階的に実行していこうというものです。また、目標を共有化することにより、全社一丸となってこれに取組むことが当社企業価値の最大化につながるものと確信しております。

（2）当社株式の大規模買付行為への対応方針
当社は、２００６年６月２９日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました（２０１８年６月２８日開催の当社第６７回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。）。本方針は、大規模買付行為をおこなう者（以下「大規模買付者」といいます。）があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるというものです。また、当社は当該取組みが前項（1）に記載のとおり、基本方針に則ったものであり、かつ合理性のあるものであることを示すため、

a　本方針が適正に運用され、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成されている特別委員会を設置し、特別委員会の勧告を義務づけること。
b　当社取締役会が具体的な対抗措置を講じたとしても、対抗措置発動の必要がなくなったと判断したときは、対抗措置の発動の停止又は変更ができること。
c　本方針の有効期間は、２０２１年６月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までの３年間とし、本方針の継続については別途株主総会の承認を経ること。 等の措置を講じております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）
（1）経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等
当社は、グループ企業行動憲章において、企業情報を適正に管理するとともに、タイムリーかつ積極的に開示することを定めております。
また、このグループ企業行動憲章により、当社及びグループ各社が共通の理解と認識のもと、適時開示の重要性及び必要性を周知し、啓蒙しております。

（2）適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
当企業グループは、軸受機器部門、構造機器部門及び建築機器部門を中心に国内外において事業を推進しているため、適正な情報開示が行われない場合、ステークホルダーに対して与える影響が懸念されます。したがいまして、国内外のグループ企業を統括する経営企画部や当社取締役会事務局である総務部等の関係部署が相互に連携し、適時適切に情報開示がおこなわれるよう取り組んでおります。

（3）開示担当組織の整備
当社における適時開示情報の開示は、企画管理本部長を情報取扱責任者、企画管理本部　総務部を適時開示業務に係る主管部門と定め、迅速な開示体制を整えております。
また、ステークホルダーに対し、一元化した情報開示を行うための体制を整備するべく、企画管理本部長を委員長とした社長直轄組織として開示委員会を設置し、全社に亘る組織的情報発信体制を整えております。
なお、当社及びグループ会社においては、内部情報の管理に関する取扱い基準及びこれに関連する事項について定めたグループ内部情報管理規程を整備し、適切な運用を図ると共にインサイダー取引を未然に防止することに努めております。

（4）適時開示手続の整備
当社及びグループ企業の適時開示対象の可能性のある事項は当社取締役会で決議されることから、取締役会事務局でもある総務部に情報が集約されます。
また、適時開示対象可能性のある事項を起案した部門及び総務部において、東京証券取引所の適時開示基準に照らし、適時開示の要否や開示文書の検討を行います。
この結果、適時開示の対象となった事項は、取締役会の承認後に、主管部門である総務部が速やかに公表・開示（TDnet登録、記者会見等）し、重要事実が発生した場合は、企画管理本部長は、事実を確認し、社長に報告と同時に速やかに公表・開示（TDnet登録、記者会見等）いたします。
なお、当社は、東京証券取引所の適時開示基準に照らし、決定事実、発生事実、決算情報　の区分で開示対象情報を識別し且つ網羅的に

収集しております。

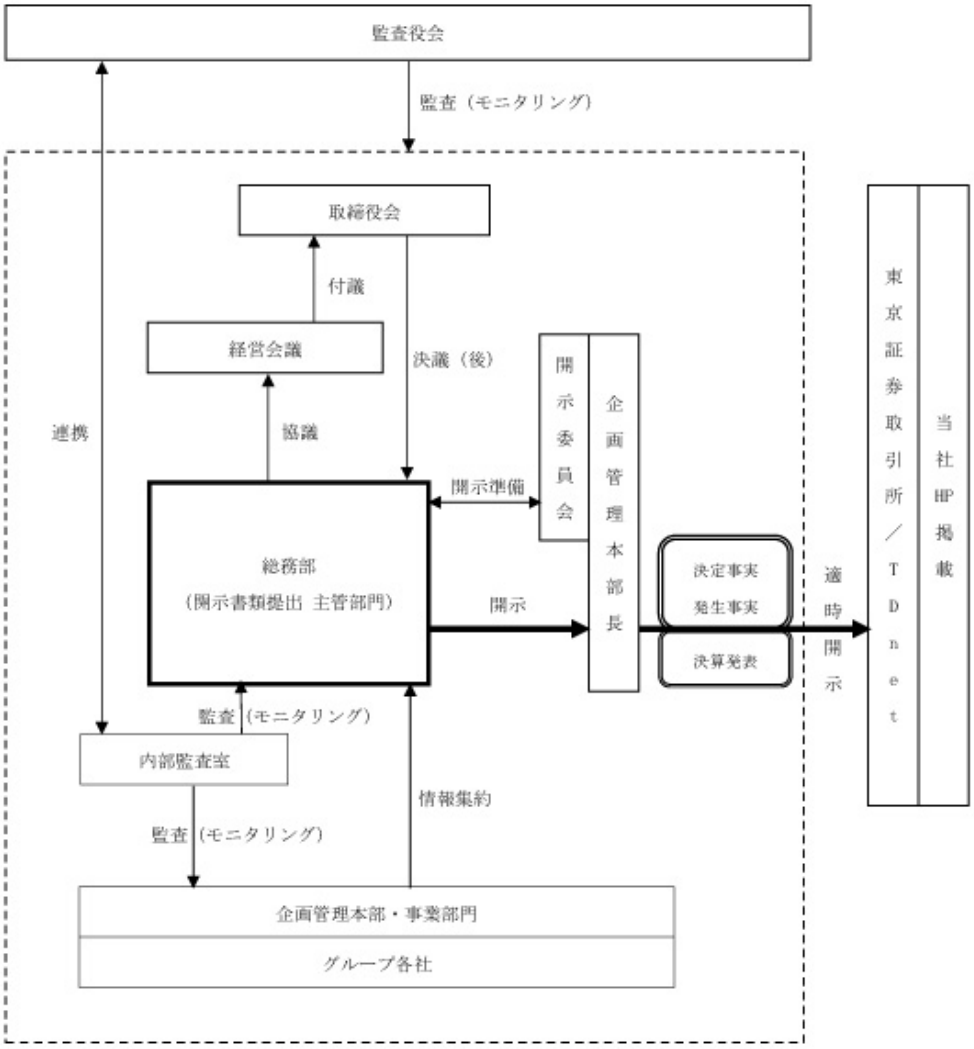
⑸ 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

取締役の業務執行については、経営から独立した監査役が取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の適正性を監査しており、この監査を通して、適時開示体制の整備・運用についてモニタリングがおこなわれております。

また当社の事業部門等については、内部監査室による監査がおこなわれており、業務執行の適正性を監査することを通して適時開示体制の整備・運用についても定期的にモニタリングがおこなわれております。

なお、監査役と内部監査室は共に連携し、モニタリングの実効性を確保しております。

―適時開示体制の模式図―



-コーポレートガバナンス体制図-

